

箕面市子ども子育て支援システム再構築等  
業務委託に係る業務受託仕様書

令和2年4月

子ども未来創造局 幼児教育保育室

## 1. 業務受託仕様の概要

箕面市子ども子育て支援システム（以下「システム」という。）は、「子ども・子育て支援新制度」に基づいた幼児教育・保育の各種業務を円滑に遂行するために、平成26年度にサーバ等を自庁内で設置するオンプレミスで構築し、安定したシステム稼働を図っている。

今回、平成26年度の更新から6年目に入り、サーバ等のハードウェアがサポート切れとなることや現行のシステム運用における課題を解決するため、システムの再構築を行うものである。

更新にあたっては、本市条例・規則等による独自制度等を踏まえた柔軟なシステム対応や個人情報保護に対する高水準なセキュリティ対策が求められる。

また、「経済財政運営と改革の基本方針 2017」（平成29年6月9日閣議決定）や「世界最先端IT国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」（平成29年5月30日閣議決定）において、「地方公共団体はクラウド導入等の計画を策定し、国はその進捗管理をする」こととされている状況を考慮し、当該システムはオンプレミス又はクラウドのいずれかによる再構築方式により再構築を実施する。

## 2. 課題

システム再構築において、以下の課題を解決すること。

### 1) システムの安定稼働

現行のシステム構成はパッケージ、基盤系機能、ネットワーク等が一体的に管理されておらず、障害発生時等の切り分けが迅速に行えない運用となっている。このため、次期システムにおいては、障害発生時の検知や切り分け等の対応手順の整理・見直しが必要である。

### 2) クラウドサービスの導入及び運用・保守

本市の子ども子育て支援システムは現在まで、オンプレミスで導入及び運用・保守しているため、クラウドによる導入及び運用・保守のノウハウがない。

このため、クラウドでの構築を提案する場合には、同規模団体において導入及び運用・保守の実績を有している必要がある。

### 3) 業務の改善や職員負担軽減

#### ①収納業務の効率化

現行システムでの保育料等の消し込み事務は、職員が都度、個別にデータを作成する運用であり大きな事務負担となっているため、今回のシステム再構築において、業務効率化を図る必要がある。

#### ②施設型給付の事務効率化

現行は、職員がシステムとは別に給付額等を積算・請求しており大きな事務負担となっているため、施設型給付の支払い事務に対応したシステムを構築する必要がある。

#### ③学童保育料の自動算定

現行システムでは、本市減免制度に対応していないため一部手入力等による運用を実施している。業務効率化を図るため、本市減免制度にも対応したシステムを構築する必要がある。

### 4) システムにかかるコスト削減

前回の更新から6年目となる当該システムは、都度都度に必要な機能等を充足させ、運用経費を投じてきたが、法改正、運用変更等により現在は、不要となっている機能等も含まれている。

今回の更新にあたっては、BPRによる運用の見直しを含め、不要な機能等を見直しした再構築及び運用、保守を実施し、後年経費を含めたシステム経費の削減を図る。

## 3. 目的

上記の課題を踏まえ、当該システムの再構築の目的は、以下のとおりとする。

### 1) 可用性の高い業務パッケージの導入

提供される業務パッケージを利用することを原則とし、業務パッケージの標準機能に合わせた業務運用とする。

ただし、本市条例等による独自制度への対応や標準機能のみでの業務運用が著しい市民サービスの低下に影響を与える場合は、カスタマイズ等による最小限の機能の強化を実施する。

## 2) 業務パッケージの標準機能改善

業務パッケージに実装される機能については、定期的な機能強化を求めることとし、あわせて、標準的に機能が強化されるパッケージシステムの選定を求める。

## 3) セキュリティ対策の強化

マイナンバーを含む秘匿性の高い個人情報を取り扱うため、更なるセキュリティ対策の向上及びBCPに優れたシステム構成とする。

## 4) 職員負担の軽減

システムの可用性を損なうことなく、操作性、柔軟性、汎用性を高め、運用する職員の負担を軽減する。

## 5) 運用・保守体制

安定した運用・保守を実現するために、システムに係る必要な問い合わせや作業依頼等に迅速に対応できるだけの十分な体制や仕組みを整える。

## 6) 法改正等に係る改修経費の適正化

法改正等に対する改修経費は、システムの根幹に関わる改修や国等からの補助金の対象となる大規模な改修を除き、システム保守経費内での対応とする。

また、法改正等の業務に柔軟な対応ができる業務パッケージを導入し、さらなる住民サービスの向上を図る。

## 4. スケジュール

提案システムは、令和3年4月1日に本稼働させること。

なお、本稼働日を繰り上げる提案は可能とするが、提案のあった繰り上げ本稼働日の諾否は、別途の協議、調整により決定するものとする。

## 5. 再構築業務内容

入札参加表明者に別途配布する「子ども子育て支援システム機能要件書」（以下、「機能要件」という。）に定める機能を有するシステムを構築すること。なお、以下に記載する本稼働までに必要な一切の業務を含むものとする。

また、以下の各項目において、本市担当者及び他ベンダーとの協議が必要な場合

は、その協議を含むものとする。

#### 1) 提案システムの設計、調達、設定、調整

- ①提案するシステムのスケジュール化を含む再構築計画を策定すること。
- ②提案するシステムの再構築プロジェクトを管理すること。
- ③提案するシステムの範囲は、「機能要件」を参照の上、システム運用に必要なものを選定すること。

#### 2) 提案システムに必要となるハードウェアの設計、調達、設定、調整

- ①提案するシステムに必要なハードウェアの詳細については応札者にて提案し、最新の機器を選定すること。
- ②ネットワーク機器の調達、設置、設定を含むものとする。
- ③ハードウェアは、現物の引き渡し日をもって本市に所有権を移転するものとする。

#### 3) 提案システムの稼働に必要となるソフトウェアの設計、調達、設定、調整

提案するシステムに必要となるソフトウェア（サーバOS及びクライアントOS、ミドルウェア等を含む）は、応札者が選定の上、提案すること。

#### 4) クラウド運用の設計、調達、設定、調整（クラウドを提案する場合に限る）

- ①提案するシステムを運用するクラウドサービスの形態（IaaS、PaaS、SaaS、ASP等）及びデータセンタは、応札者が選定の上、提案すること。
- ②提案するクラウドは、同規模団体での導入実績があり、信頼性、安全性、可用性の高いサービスであること。

#### 5) 文字環境の整備

- ①文字環境は、現行システムと同様のJIS2004とする。
- ②文字環境の作業範囲には、外字を含むものとする。

#### 6) 他システムとのデータ連携

- ①提案するシステムは、稼働させる上で必要となる他システムとのデータ連携も含めて構築すること。
- ②業務に必要となる住民記録、市税等の他システムとのデータ連携は、本市が運用する既存他システムの各インターフェースに合わせること。  
なお、既存他システムの各インターフェースは、構築者の著作物であり、本

仕様書に記載できないため、同規模団体での実績等を踏まえ費用を積算すること。

## 7) 現行システムからのデータ移行

①提案するシステムが現行システムからのデータ移行が必要な場合は、データ移行、検証等の作業を含むものとする。また、データ移行作業に係る計画書を含めて提案すること。

②現行システムからデータを抽出する費用は、本市が負担するものとする。  
なお、抽出時期、回数、レイアウト等の詳細は、契約後に協議、調整し、決定することとする。

## 8) 本市セキュリティポリシーへの対応

①マイナンバーを含む秘匿性の高い個人情報を取り扱うため、提案するシステムは、本市セキュリティポリシーに準拠したシステムを構築すること。

②実稼働後における保守、運用に係る手順、体制等についても本市セキュリティポリシーを準拠すること。

## 9) その他

①以下に記載する仕様の既存クライアント7台（内：デスクトップPC3台、ノートPC4台）を提案するシステムで稼働させるための再セットアップ作業

### 【デスクトップPC】

メーカー：NEC

型番：PC-MKL31CZG5

OS：Windows10 Pro (64bit)

CPU：Core-i3

メモリ：4GB

ストレージ：500GB

### 【ノートPC】

メーカー：NEC

型番：PC-VKL23EZG5

OS：Windows10 Pro (64bit)

CPU：Core-i3

メモリ：4GB

ストレージ：500GB

- ②再構築に必要となるシステム構成等の設計、作業図書及び本稼働に必要なマニュアル等実務図書などの各種ドキュメントの作成
- ③本稼働にあたっての稼働判定
- ④実務運用にあたっての検証作業
- ⑤本市職員への研修計画の作成及び研修の実施
- ⑥本稼働及びイベントの初回立ち会い

## 6. 提案システム

提案するシステムは、以下の要件を満たすこととする。

- 1) 提案するシステムは、オンプレミス又はクラウドによる運用とし、クラウド運用の場合は、サーバー等の機器類は可能な限りデータセンターに設置すること。

なお、クラウドサービスの形態（IaaS、PaaS、SaaS、ASP等）は、問わないものとする。

- 2) 業務パッケージは、稼働判定の時点で安定稼働実績のある最新バージョンを導入すること。

また、業務パッケージは、本稼働から10年間の保守サポートが担保されており、ハードウェア、ミドルウェア、ソフトウェア起因による業務パッケージの変更、保守等の追加費用を生じさせないこと。

- 3) 提案するシステムは、本番環境と検証環境（本番環境と同等の処理能力で運用ができ、本番環境へ影響、干渉しない環境）にて運用することができ、定期的なデータ同期を可能とすること。

- 4) オンラインサービスは、8時～22時までの稼働を担保すること。

なお、開庁時間中（8時45分から17時15分まで）は、災害等の事故を除き、オンラインサービスが停止することがないよう冗長性をもたせ、万が一オンラインサービスが停止しても迅速に復旧できる可用性、信頼性の高いシステム構成とすること。

- 5) システムの保守運用は、365日、24時間のスケジュール管理ができ、保守運用を自動化する機能を有していること。
- 6) システムは、EUC機能等を用いて、SEを介することなく、職員が汎用的なデータを随時で抽出できること。
- 7) 提案するシステムに必要となるハードウェアは、信頼性の高いウイルス対策ソフトを用い、安全に運用できる仕様とすること。  
また、同様に資産管理ソフトを用い、ログ、デバイス等を管理できる仕様とすること。

## 7. システム要件

提案するシステム構成は、以下の要件を満たすこととする。

### 1) ハードウェア

- ①ハードウェアは、動作保証された最新の機器を用い、サーバ、クライアントは、本稼働から6年以上の保守運用が可能な機器を選定すること。
- ②サーバは、提案するシステムが余裕を持って常に安定稼働する機器を選定し、最大限のコストメリットが創出される構成とすること。
- ③クライアントは、各種ソフトウェアが常に安定稼働し、EUCにて抽出した大量データをレスポンス良く処理できるよう下記の仕様を参考に提案すること。

#### 【クライアント】

種別：デスクトップパソコン（超省スペースモデル）

OS：Windows10 Pro（64bit）

CPU：Core-i5（第9世代）以上

メモリ：8GB以上

ストレージ：SSD 128GB以上

数量：11台

- ④プリンターは、精度が求められるバーコード等の印刷ができるもので、下記の仕様を参考に提案すること。

## 【プリンタ】

種別：モノクロレーザープリンター

速度：片面28枚/分（A4横送り）、両面26頁/分（A4横送り）

解像度：最大1,200dpi相当

給紙量：標準トレイ250枚、手差し100枚、

その他：トレイユニット2段の追加が可能

数量：2台

- ⑤ネットワーク機器は、負荷分散ができ、障害対策として瞬時に自動で切り替わる冗長ホットスタンバイ構成とすること。

## 2) ソフトウェア（業務パッケージソフトウェアを除く）

- ①オフィスソフトウェアは、「Microsoft Office Professional 2016」をクライアント全台数分で設計すること。
- ②提案するシステムを運用する上で必要なソフトウェアは、5. 9) ①の再セットアップ7台と7. 1) ③の新規購入の11台の計18台を前提し、システムを運用するにあたって必要となるクライアント等が必要な場合は、その必要数を含めて設計すること。

## 8. 業務パッケージ要件

提案する業務パッケージは、以下の要件を満たすこととする。

- 1) 業務パッケージは、運用業務関係法令を遵守しており、法令による実務を不足なく運用できるものとする。
- 2) 「機能要件」に記載されている内容を十分に読み取った上で、「機能要件」に示す各業務機能を実装すること。
- 3) 本市の条例、規則、要綱で規定された帳票は、その帳票フォーマットを準拠すること。その他の帳票については、業務パッケージの標準帳票を用いることとするが、標準帳票と現行帳票の差異によって業務に支障が発生する場合は、必要最小限のカスタマイズで対応する。

なお、カスタマイズ費用は、応札者が提案する業務パッケージの標準帳票が不明であり、本仕様書に本市帳票フォーマットとの差異を記載できないため、

同規模団体での実績等を踏まえ費用を積算すること。

## 9. 既存他システムのデータ連携

提案するシステムと既存他システムとのデータ連携は、以下に記載の「既存連携データ種別」及び「既存連携の概要」を踏まえ、法令による実務を不足なく運用できるデータ連携を提案すること。

ただし、提案されたデータ連携の諾否は、連携に必要なデータレイアウト等を踏まえ、別途の協議、調整により決定するものとする。

### 1) 既存連携データ種別

#### ①住民記録システムデータ

ファイル形式：固定長CSV      連携周期：日次（異動）

#### ②住民税システムデータ

ファイル形式：可変長CSV      連携周期：年次（全件）、月次（異動）

#### ③外字情報データ

ファイル形式：EUDC      連携周期：随時

### 2) 既存連携の概要

#### ①ファイル連携方法

FTP

#### ②文字連携用ソフト

漢字かなめ：サーバWeb（JBOSS版）Ver05-01（RCT-G001-25&S1）

五萬悦Web：TTE利用オプションV3 Ver03-01（C-538R-92&C）

#### ③文字フォント

MS明朝v2.5（JIS2004）

#### ④連携ファイル文字コード

全角文字項目および半角カナ：UTF-16（Little Endian、BOMなし）

半角英数項目：UTF-8

#### ⑤連携ファイルレイアウト・コード

連携元が指定するファイルレイアウト・コード

## 10. ネットワークの再構築

既存配線の老朽化やネットワークにかかるドキュメントの不足等に伴い、既存ネットワークは一切利用せず、新たに配線作業も行うこととする。なお、ネットワークの再構築にかかる対象は以下のとおりとする。

### 1) データセンターとの接続（クラウドを提案する場合に限る）

本市とデータセンターとの接続する回線は、以下の要件を満すこととする。

- ①データセンターと接続する回線は、LGWAN、専用線、IP-VPN、イーサネットVPNのいずれかの回線とする。
- ②回線は、提案するシステム、接続端末数等からデータ通信量を設計し、業務が遅延することのない通信速度の帯域幅を提案すること。
- ③データセンターとの通信は、暗号化等を用い、セキュリティー対策の強化を図ること。

### 2) 庁舎内ネットワークの再構築

クライアントの設置場所は、本市別館2階に15台、別館3階に3台を予定としている。サーバから各クライアント設置場所へ接続している既存ネットワークを再構築すること。

ただし、提案されたネットワーク構成の諾否は、別途の協議、調整により決定するものとする。

なお、その際に必要なネットワーク機器費や設定費、配線作業等に係る作業費等を積算すること。

## 11. クラウドサービス（クラウドを提案する場合に限る）

- 1) データセンターの場所は、国内法の適用が及ぶ地域とする。
- 2) サーバの運用監視、データバックアップ等の保守業務全般は、提案するシステムの保守業務委託の範囲内で実施すること。
- 3) データセンターに設置するサーバ等のハードウェアは、冗長化等の障害発生に備えた対策を講じること。
- 4) クラウドサービスとして、サーバ、ストレージ、アプリケーション、プラットフォーム、ネットワーク機器等が含まれる場合は、物理的セキュリティ境界

(以下「境界」という。)を設け、以下の対策を講じること。

- ①許可された者以外が境界の内部に入ることを防止する対策。
- ②コンピューターウイルス等のサイバー攻撃への対策。
- ③内部、外部を問わず不正なアクセスを防止する対策。
- ④停電等の電力障害が生じた場合の電源を確保する対策。
- ⑤データセンター建物の免震又は耐震による地震及び水害、火災、落雷等の災害への対策。
- ⑥機器類が設置されている場所の熱障害を抑制する対策。

## 12. 運用リスク対策

- 1) 提案するシステムは、入力、閲覧、更新等のそれぞれの操作範囲をユーザー認証や権限設定の機能により制限できること。

また、業務パッケージによるそれぞれの操作は、パッケージ内で操作ログが蓄積され、容易に確認ができること。

- 2) サーバ、クライアント等機器のローカル環境は、管理者以外のユーザーがアクセスできる範囲を制御できること。

- 3) WindowsOSのアップデートは、スケジュール設定等により全端末への適用が円滑に実行できる仕組みを構築すること。

また、ウイルス対策ソフトのパターンファイルについても同様の実行ができること。

- 4) 全てのクライアントへのログインは、ID・パスワードと生体認証による二要素認証の仕組みを構築すること。

## 13. データ移行

提案するシステムへのデータ移行は、原則、現行システムの全データを移行するものとする。

ただし、提案するシステムで保持できない、保持する必要性のないデータについての移行は不要とする。

## 14. システム保守要件

市民サービスの安定性、正確性、継続性及び業務効率の維持、向上等、提案システムの円滑な運用の維持を目的とする。「箕面市子ども子育て支援システム運用維持管理等業務委託（仮称）（以下「業務（２）」という。）」の内容は、提案システムの稼働を維持し、上述の目的を達成するための以下15.～19.で記載する一切の作業とする。

## 15. 稼働維持支援

- ①本稼働後のシステム稼働維持支援体制を提示し、本市の承認を得ること。
- ②本稼働後のシステム運用に係る協議、調整、情報提供を実施すること。
- ③本稼働後のシステム障害を未然に防ぐ措置を講じること。  
また、システム障害が生じた場合は、迅速かつ適正に対応すること。
- ④インシデントを適正に管理し、対応状況を定期的に報告すること。
- ⑤本稼働後のシステムに係る改修、変更等の作業は、影響の範囲と作業内容の協議、調整を事前に行い、開庁時間外で実施すること。  
ただし、改修、変更等の作業がシステムを停止させることなく、オンラインサービスに支障をきたさない場合の作業時間は、この限りではない。
- ⑥本稼働後は、システム構成、プログラム資産等をドキュメントにより適正に管理し、改修、変更等に応じたアップデートを実施すること。  
また、操作等のシステム運用に係るドキュメントについても同様とし、速やかに提供をすること。
- ⑦クラウドを提案する場合において、クラウドサービスの内容にサーバ、ストレージ、アプリケーション、プラットフォーム、ネットワーク機器等が含まれる場合は、以下の運用管理を実施すること。
  - a) 稼働、障害、システムのパフォーマンス監視の実施基準を定め、知識、技術を有す人員が当該基準に定められた手順をもって監視すること。
  - b) 応答確認等の稼働監視をすること。
  - c) オンラインサービスが稼働していること等の障害監視をすること。
  - d) オンラインサービスに係るレスポンスタイム等のパフォーマンス監視を

すること。

e) 監視中に障害等の異常を検知した場合は、遅滞なく速やかに本市へ報告すること。

f) 監視結果は、異常検知の有無に関わらず、報告書を作成し、定期的に本市へ報告すること。

g) システムの脆弱性に関する情報を収集、把握し、セキュリティーパッチ、ファームアップ等を適用する作業を遅延なく速やかに実施すること。

h) コンピュータウイルス対策に用いるソフトウェアは、常に最新のパターンファイルを適用すること。

i) システムの管理情報、構成情報及びユーザー情報等の定期的なバックアップを実施すること。バックアップの世代管理方法、実施インターバル、リストア方法等の必要な事項を明確にすること。

⑧クライアント等のハードウェア、Office等のソフトウェアの脆弱性に関する情報を収集、把握し、セキュリティーパッチ、バージョンアップ等を適用する作業を遅延なく速やかに実施すること。

## 16. ハードウェア保守

1) ハードウェアの保守は、令和3年4月から費用を積算すること。

2) ハードウェアのバグや不具合の対応は、令和3年4月からの保守内で対応すること。

3) 提案するシステムで使用する全てのハードウェアは、ドキュメントにより適正に管理し、必要に応じドキュメントのアップデートを実施すること。

## 17. ソフトウェア保守（業務パッケージソフトウェアを除く）

1) ソフトウェアのバグや不具合の対応は、令和3年4月からの保守内で対応すること。

2) 提案するシステムで使用する全てのソフトウェアは、ドキュメントにより適正に管理し、必要に応じ、ドキュメントのアップデートを実施すること。

## 18. 業務パッケージ保守

1) 業務パッケージのバグや不具合の対応は、令和3年4月からの保守内で対応すること。また、バージョンアップを継続的に行い、同様に保守内で対応すること。バージョンアップの際は事前にテスト環境を用いて検証を行い、事前に内容の説明を行うこと。

2) 提案するシステムで使用する業務パッケージは、ドキュメントにより適正に管理し、必要に応じ、ドキュメントのアップデートを実施すること。

また、ドキュメントには業務運用マニュアルを含むものとし、アップデートの発生に応じ、最新のものをリリースすること。

## 19. 障害対応

1) 障害発生時の影響範囲、原因特定、復旧対策等を迅速に実施するための体制を提示し、本市の承認を得ること。

2) 障害発生時の連絡窓口は、切り分けによる分解点単位ではなく、包括的な一元体制とし、全ての障害をシームレスに対応する連絡窓口を用意すること。

3) 障害発生時は、発生した障害の原因を分析し、同件、同類の障害を是正、予防のする措置を講じること。

また、障害の経緯、原因、影響、対策、再発防止等を取りまとめた報告書を本市に提出すること。

## 20. 後年経費

令和3年4月の本稼働後において、ハードウェアの更新等、保守費用以外の後年経費が発生する場合は、様式3「受託業務経費内訳書」の「その他経費」にその全てを記載すること。

ただし、法改正に係るシステム改修及び本市の事情によるシステムの改修費の記載は、不要とする。

## 21. 契約終了後の経費

提案するシステムに係る契約が終了し、他システムを導入することとなった場合に必要となるデータ移行作業費用を積算すること。

なお、想定される作業は、4回のデータ抽出作業、移行先システムへのレイアウト調整及びデータレイアウト表、テーブル一覧表、コード一覧表等のドキュメント作成し、提出すること。なお、費用については同規模団体での実績等を踏まえて積算すること。

これらの費用は、様式3「受託業務経費内訳書」の「その他経費」に記載すること。

また、実際の作業にあたっては、記載額を上限とし、他システム導入の際に別途契約するものとする。

ただし、提案するシステムと同一の業者が再度落札をした場合、当該経費は支払わないものとする。